

○船橋市地域保健推進協議会条例

平成 14 年 12 月 27 日

条例第 51 号

船橋市地域保健推進協議会条例

(設置)

第 1 条 地域保健法(昭和 22 年法律第 101 号)第 11 条の規定に基づき、地域保健対策を総合的に推進するため、船橋市地域保健推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(平 31 条例 7・一部改正)

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、保健所の所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項について審議する。

(平 31 条例 7・全改)

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 30 人以内をもって組織する。

2 協議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(平 31 条例 7・一部改正)

(委員等)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種関係団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 市民
- (5) その他市長が必要があると認める者

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

5 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(平 31 条例 7・一部改正)

(委員長及び副委員長)

第 5 条 協議会に委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(部会)

第 6 条 協議会は、審議事項を調査検討させるため、部会を置くことができる。

2 部会は、委員及び専門委員のうちから委員長が指名する者をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから委員長が指名する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員又は専門委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(平 31 条例 7・一部改正)

(会議)

第 7 条 協議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前 3 項の規定は、部会の会議に準用する。この場合において、第 1 項中「委員長」とあるのは「部会長」と、前 2 項中「委員」とあるのは「委員及び専門委員」と読み替えるものとする。

(平 31 条例 7・一部改正)

(資料提出の要求等)

第 8 条 協議会又は部会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(平 31 条例 7・追加)

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が協議会に諮って定める。

(平 31 条例 7・旧第 8 条繰下)

附 則

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 29 日条例第 7 号)

この条例は、平成 31 年 11 月 1 日から施行する。